



# 地域を良くするプロジェクト、大募集！

## ～令和3年度 地域福祉特別助成の申請を受け付けます～

### □ 助成対象事業

コロナ禍において、市民のみなさんが企画・参画する地域社会でのつながりをたやさない社会づくり活動やたすけあい活動・支え合い活動など、地域福祉の活性化を目的とする事業に助成を行います。

### □ 助成対象団体

活動拠点が県内にあり、本県在住者を対象とする事業を実施し、団体の設立後、1年以上の活動実績がある団体とします。自治会、町内会、NPO法人、ボランティアグループ、子育て支援グループ、子供会、障がい児・者等の親の会・家族会、女性会、ふれあいいきいきサロン、社会福祉協議会等。

### □ 助成額

つながりをたやさない社会づくり助成Aは事業総額の90%以内で、1団体40万円まで助成します。  
つながりをたやさない社会づくり助成Bは事業総額の80%以内で、1団体20万円まで助成します。  
防災・防犯助成は事業総額の70%以内で、1団体20万円まで助成します。

### □ 募集締切日

つながりをたやさない社会づくり助成A	第1回	令和3年5月21日(金)本会必着
	第2回	令和3年6月11日(金)本会必着
つながりをたやさない社会づくり助成B		令和3年6月11日(金)本会必着
防災・防犯助成		令和3年6月11日(金)本会必着

### □ 助成決定までの手順

- ・茨城県共同募金会の配分委員会において審査を行い、決定します。
- ・申請事業の内容確認のため、調査を行うことがあります。
- ・審査結果は、令和3年7月頃にお知らせいたします。

### □ 詳しくは本会ホームページより取扱要領をご覧ください。

### □ お問い合わせ先 社会福祉法人 茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内

TEL:029-241-1037 FAX:029-244-1993 HP:<http://akaihane-ibaraki.jp/>

担当 阿久津 E-mail: [akutsu@akaihane-ibaraki.jp](mailto:akutsu@akaihane-ibaraki.jp)

※ 助成を希望する団体は、本会ホームページから申請書等をダウンロードするか、上記までご連絡をください。申請書等をご送付いたします。



# 令和3年度 赤い羽根共同募金会 地域福祉特別助成事業

## 01 助成の対象団体

県内に所在し、県民を対象として02に記載の事業を行うボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会、社会福祉法人等。

ただし、申請時に活動を始めてから概ね1年以上を経過している団体とします。

## 02 助成する事業

コロナ禍において団体等が自主的に取り組む地域福祉や防犯・防災を目的とする活動。

つながりをたやさない社会づくり助成A	新型コロナウイルスにより新たに発生した課題解決を目的として行う事業 (助成事業例) ①生活困窮者(世帯)のための食事や生活用品、居住等に係る生活支援活動 こども食堂、フードバンク活動、居住支援など ②社会的孤立や孤独の問題など、コロナ禍により顕在化した課題に対し、つながりをたやさないことを目的として取り組むいのちをつなぐ支援活動 引きこもり支援、高齢者見守り、自殺防止等の電話相談事業など ③コロナ禍における新たな活動に必要なツールの整備 オンライン会議システムの導入費用など ④その他会長が必要と認める事業	事業費の90%以内で 400,000円以内
つながりをたやさない社会づくり助成B	新型コロナウイルスの影響下において、主に市民のつながりを目的として取り組む事業 (助成事例) 地域住民間の交流活動	事業費の80%以内で 200,000円以内
防災・防犯助成	防災、防犯対策を促進するための事業 (助成事例) 防災倉庫の整備や防犯備品の購入 防災訓練の実施	事業費の70%以内で 200,000円以内

## 03 連続申請の制限

同一事業についての助成は原則として3回までとします。ただし、つながりをたやさない社会づくり助成はその限りではありません。

## 04 助成対象にならないもの

- ①施設や車輛の整備
- ②グループ・団体の管理運営的経費（人件費、光熱水費、家賃、汎用性の高い事務機器等）
- ③グループ・団体の当事者活動費（視察研修、会の記念誌や機関紙発行（公共性が高い情報発信に努めていると認められる場合は除く））
- ④サロン、食事サービス等の事業について月1回以上の開催がないもの
- ⑤その他本会が不相当と認めたもの

## 05 助成の申請方法

- ①応募を希望する場合は、「地域福祉特別助成」申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、郵送または持参により市町村共同募金委員会に提出してください。  
※応募様式は「茨城県共同募金会」のホームページからダウンロードしてください。
- ②募集期限  
つながりをたやさない社会づくり助成 A 第1回 令和3年5月21日（金）本会必着  
第2回 令和3年6月11日（金）本会必着  
つながりをたやさない社会づくり助成 B・防災・防犯助成 令和3年6月11日（金）本会必着
- ③提出先 団体の所在地となる市町村の共同募金委員会（社会福祉協議会の中にあります）
- ④申請書の受け取り後、申請内容確認のためご連絡を差し上げることがあります。

## 06 助成金の交付決定

- ①申請のあった事業については「茨城県共同募金会配分委員会」で審査のうえ、助成金を決定します。
- ②交付を決定した場合には、特別助成決定通知書により通知します。  
交付決定は7月上旬を予定しています。

## 07 実績報告書の提出

- ① 助成を受けた団体は、事業完了後1カ月以内若しくは令和4年3月末日までに事業完了報告書（様式第4号）を茨城県共同募金会に直接提出してください。3月1日以降に事業が終了するときは「見込み」で提出をお願いします。
- ②活動を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、本会ホームページなどで照会するとともに、他機関や団体等に情報提供をすることがありますのでご了知おきください。
- ③本会で開催する行事等で取り組みの概要などを報告していただくことがあります。

## 08 実績報告書の提出

- ①助成金に残額が生じたときは返還していただきます。
- ②次の各号に該当すると認めるときは交付決定の取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部または一部を返還することになります。  
ア) 助成金を目的外に使用したとき  
イ) 前項のほか、この要項に違反した場合、または事業に実施ができなかったとき

## 09 応募問合せ先

社会福祉法人 茨城県共同募金会 〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館内  
電話：029-241-1037 FAX：029-244-1993 Meil：iba-cc@atlas.or.jp  
HP: <http://akaihane-ibaraki.jp>

茨城県共同募金会

検索 